

## 生活保護法指定介護機関の皆様へ

日頃、生活保護行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、生活保護法指定介護機関の皆様方には、生活保護受給者に対する介護サービスの提供について御協力いただいておりますが、介護扶助の円滑かつ適正な実施を確保するためには、保護の実施機関や生活保護受給者はもとより、指定介護機関、介護支援専門員等の関係機関及び関係者が、制度の趣旨を十分に理解していただくことが不可欠です。

このたび、生活保護受給者への介護サービスの提供に当たり、注意していただきたい事項についてQ Aを作成しましたので、業務の参考にしていただくとともに、介護扶助の適正実施について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

担 当 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

T E L 0 5 4 - 2 2 1 - 3 5 0 1

F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 2 1 4 2

Q 1 生活保護を受給している方は自己負担分がありませんが、支給限度基準額もありませんか。

A 1 生活保護受給者は、基本的に、被保険者である場合は介護保険給付がされない部分、被保険者でない（みなし2号も含む。）場合は全額が生活保護費として支払われます。

ただし、介護保険にて定められている支給限度基準額を超えるサービスは全額自己負担となり、生活保護費からは支払われません。

サービスが過剰又は不足するといったことがないように適正な検討を行い、運営基準等に則って適切にサービス計画を作成いただければと思います。

Q 2 サービス利用者やその親族から、生活が苦しくお金が支払えないため生活保護を相談したいと言われました。どうすればよいでしょうか。

A 2 まずはサービス利用者がお住まいの福祉事務所に御相談ください。

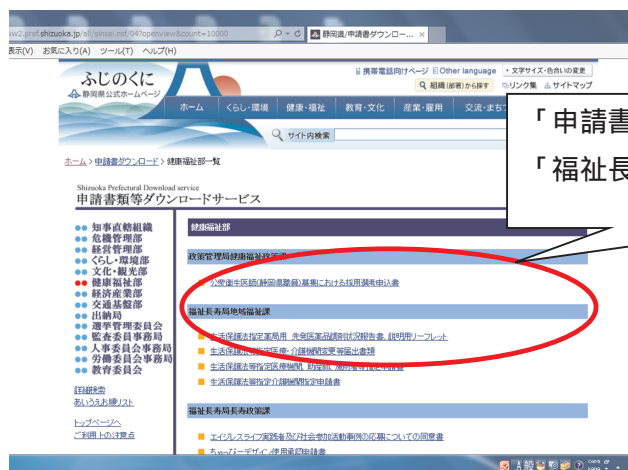
また収入状況や世帯構成等によって他法を活用することで生活保護を受給せずに生活できる場合があります。また、説明や理解の不足により「相談＝相談日に申請を内諾され保護を受給できると確約された」等の勘違いが起こる場合もあります。相談者等と事業所とのトラブルを防ぐためにも、御相談された福祉事務所との連携をお願いいたします。

Q 3 生活保護法の指定に関する様式や届出事項はどちらで確認すればよいでしょうか。

A 3 届出書等の様式は、静岡県ホームページから

『トップ>申請書ダウンロード>健康福祉部>福祉長寿局地域福祉課』からダウンロードできます。(URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/index.html>)

届出が必要な事項は別表にまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。(上記ページでも同じものがダウンロードできます。)



「申請書類等ダウンロードサービス」ページの「福祉長寿局地域福祉課」の下のリンクより

Q 4 生活保護法の指定に関する書類の提出先はどちらでしょうか。

A 4 介護機関等の所在地の福祉事務所に提出してください。(政令市を除く。)

町に所在地がある場合は次の健康福祉センターに提出してください。

賀茂郡の場合 賀茂健康福祉センター

函南町、清水町、長泉町、小山町の場合 東部健康福祉センター

吉田町、川根本町、森町の場合 中部健康福祉センター

Q 5 40歳以上65歳未満で介護サービスを利用していた者が、生活保護の受給開始となり健康保険を喪失すると、介護保険の被保険者ではなくなります。しかしながら、生活保護を受給中であっても介護サービスの利用が必要なことから、介護保険での2号被保険者と同様とみなし介護扶助という形で利用を継続することになります。一般的にこれらの対象者を「みなし2号被保険者」と呼びます。このような受給者についてはどのような手続をすればよいですか。

A 5 みなし2号被保険者のサービスの利用については、介護保険者に相当する機関が生活保護の実施機関(福祉事務所)となるため、サービスの利用や被保険者番号等については福祉事務所に御相談ください。

特に、保護申請と併せて新たに介護サービスの利用を検討する場合や申請後介護度が決定するまでの期間にサービスの利用をされたい場合には事前に福祉事務所に連絡をしてください。

## 別表 届出等が必要な場合

生活保護指定介護機関が以下の事由に該当する場合は、届出書等の提出をお願いします。

届出の種類	届出等を要する事由
指定申請書	新たに指定を受ける場合(平成26年7月1日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされますので申請は必要ありません。)
変更届	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 指定介護機関の名称変更、所在地、住居表示の変更 法人の名称、主たる事務所の所在地、住居表示の変更 (個人開設の医療機関、薬局の管理者の改姓、住所変更及び法人代表者名変更は届出不要) 管理者の氏名、住所、生年月日の変更
休止届	指定介護機関を休止した場合(再開の意思がある場合)
再開届	休止した指定介護機関を再開した場合
廃止届	介護保険の廃止届出をした場合 事業自体が廃止となる場合 ・天災、火災その他の原因により、指定介護機関等の建物又は設備の相当部分が滅失又は損壊した場合 ・指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が、当該指定介護機関の業務を廃止した場合 事業廃止を伴わないが、医療機関番号・介護保険事業者番号が変わる場合 ・指定介護機関の個人・法人開設者が、当該介護機関を他に譲渡、又はその他の原因により別の個人・法人開設者となった場合 ・指定介護機関の所在地の移転で、事業者番号が新たに付番された場合 ・開設者が個人から法人、法人から個人、又は別法人になった場合 ・指定介護機関の病院を診療所、診療所を病院に変更した場合
処分届	処分を受けた場合
辞退届	指定を辞退する場合(30日以上予告期間を設けること)